

山田持株会規約

令和元年12月21日作成

令和2年 2月 8日改正

令和5年 6月21日改正

第1条 (名称)

本会は山田持株会(持株会という)と称する。

第2条 (会の性格)

持株会は、民法上の組合とし、株式会社〇〇〇(会社という)の従業員と役員をもって構成する。

第3条 (目的)

持株会は会社の株式を取得することにより、会員の財産形成に資することを目的とする。

第4条 (会員と入会)

持株会の設立時の会員は本規約の末尾に記載した通りとする。

2 持株会に入会しようとする者は、会員の全員一致の推薦を得ることを要する。

第5条 (退会)

会員は、持株会を退会することができる。

2 会員が、会社の従業員又は役員の地位を失ったとき及び会員に相続が開始したときは、会員は自動的に持株会を退会するものとする。

第6条 (配当金)

持株会名義の株式に対する配当は会員に現金で交付する。

2 持株会名義の株式は、会社法109条2項の人的な種類株式として、年10%の累積型で非参加型の優先的な配当請求権を有するものとする。【無議決とする必要はない】

3 前項の配当は会社法に基づく分配可能額を限度とし、人的種類株主の同意がある場合は配当額を減額し、あるいは配当を中止することができる。

第7条 (増資新株式の払込)

持株会名義の株式に割り当てられた増資新株式については、会員は各持分に応じてこれを払い込むものとする。

第8条 (株式の登録配分)

第7条により取得した新株式または無償交付その他の原因により割り当てられた株式は、割当日現在の会員の登録配分株数に応じて登録配分する。

第9条 (株式の管理および名義)

会員の有する株式は持株会の名義で登録されるものとする。

第10条 (議決権の行使)

持株会名義の株式の議決権は、持株会の代表者が行使するものとする。ただし、会員は各自の持分に相当する株式の議決権の行使について、代表に対し各株主総会ごとに特別の指示を与えることができる。

第11条 (現物組入)

会員は、自己の保有する株式を持株会の持分に組み入れることができる。

第12条 (株式の引出)

会員は、登録配分された株式を引き出すことはできない。

第13条 (処分の禁止)

会員は、登録配分された株式を他に譲渡し、または担保に供することができない。

第14条 (退会の持分返還と割当)

会員が持株会を退会したときは、当該会員に登録配分された株式を現金にて払戻しを受けるものとし、株式の引渡しを請求することは出来ない。

2 前項の規定により払戻しを受ける金員は1株について金5万円とし、持株会の設立後に株

式の併合・分割が行われた場合は、その割合で再計算をした価額を払い戻し価額とする。

3 退会者から買い戻した持分は、他の会員の申し出に応じて割り当てるものとして、その価額は前項の価額とする。申込者が多数の場合は各人平等の割合で割当を受ける。

第15条 (役員)

持株会の業務を執行するため次の役員をおく。

代表 1名

監事 1名

2 前項の役員は、会員総会において会員のなかからの互選によって選任する。

3 代表は、持株会を代表するものとする。

4 監事は、持株会の会計を監査し、その結果を定時会員総会に報告するものとする。

第16条 (会員総会)

持株会規約の改正その他の重要事項の議決および役員を選任のため、毎年10月に定時会員総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時会員総会を開催することができる。/ただし、第12条、第13条、第14条は全員の一致をもってしても変更することができない。/

2 会員総会は、代表が招集する。

3 会員総会の議決は、出席会員の過半数をもって行う。ただし、会員は、書面をもって議決権の行使を委任することができる。

4 会員は登録配分を受けた株数に応じた議決権を有する。

第17条 (会員への報告)

代表は、毎年9月1日から8月31日までを計算期間とした持株会の決算報告書を定時会員総会で行う。

2 各会員には、前項の期間内の個人別計算書を作成し送付するものとする。

第18条 (通知)

持株会の通知は、原則として郵便をもって行う。

第19条 (会の所在地)

持株会の所在地は、東京都千代田区〇丁目〇番〇号〇〇〇〇株式会社内とする。

第20条 (事務の委託)

持株会の事務の一部は、株式会社〇〇〇に委託する。

令和〇〇年〇月〇日

設立時の会員署名押印

住所
氏名

印

住所
氏名

印

住所
氏名

印

住所
氏名

印

住所
氏名

印